

山口県報

平成28年
10月28日
(金曜日)

目 次

- 告示
 - 鳥獣保護区の指定に関する告示の一部改正(三件)(自然保護課).....
 - 特別保護地区の指定に関する告示の一部改正(自然保護課).....
 - 休猟区の指定(自然保護課).....
 - 銃猟禁止区域の指定に関する告示の一部改正(三件)(自然保護課).....



山口県告示第三百三十六号

鳥獣保護区の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第七百三十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

川西鳥獣保護区の一 区域に関する部分を次のように改める。

- 二 区域 岩国市川西一丁目、川西二丁目、川西三丁目、川西四丁目、御庄四丁目、横山一丁目、横山二丁目、横山三丁目、多田、柱野及び御庄の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 六六一ヘクタール)

川西鳥獣保護区の一 存続期間に関する部分中、「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十八年十月三十一日」に改める。

川西鳥獣保護区の一 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

太華山鳥獣保護区の一 区域に関する部分を次のように改める。

- 二 区域 周南市大字大島及び大字栗屋の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三〇ヘクタール)

太華山鳥獣保護区の一 存続期間に関する部分中、「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十八年十月三十一日」に改める。

太華山鳥獣保護区の一 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百三十七号

鳥獣保護区の指定に関する告示(昭和五十一年山口県告示第八百八十号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

長野鳥獣保護区の一 区域に関する部分を次のように改める。

- 二 区域 柳井市伊陸、日積及び柳井の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三七〇ヘクタール)

長野鳥獣保護区の一 存続期間に関する部分中、「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十八年十月三十一日」に改める。

長野鳥獣保護区の一 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県柳井農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百三十八号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和六十一年山口県告示第八百六十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

長門峡鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 山口市阿東生雲中及び阿東蔵目喜の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 八二五ヘクタール）

長門峡鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十八年十月三十一日」に改める。

長門峡鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

トウジ山鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 萩市大字明木の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 五一三ヘクタール）

トウジ山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十八年十月三十一日」に改める。

トウジ山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

菅野湖鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 周南市大字須々万興、大字中須北及び大字中須南の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 三〇二ヘクタール）

菅野湖鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十八年十月三十一日」に改める。
菅野湖鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百三十九号

特別保護地区の指定に関する告示（昭和六十一年山口県告示第八百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

菅野湖鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十八年十月三十一日」に改める。

山口県告示第三百四十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成二十八年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 名称 岸見休猟区

二 区域 山口市徳地伊賀地、徳地岸見、徳地引谷及び徳地堀の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、六六六ヘクタール）

三 存続期間 平成二十八年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 福谷休猟区

- 二 区域 山口市阿東嘉年下、阿東徳佐下及び阿東徳佐中の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、五六七ヘクタール）
 - 三 存続期間 平成二十八年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称 白水山休猟区
 - 二 区域 萩市三見及び大字山田の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 五七〇ヘクタール）
 - 三 存続期間 平成二十八年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県秋農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称 惣郷休猟区
 - 二 区域 阿武郡阿武町大字宇田及び大字惣郷の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 九一〇ヘクタール）
 - 三 存続期間 平成二十八年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県秋農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百四十一号

銃猟禁止区域の指定に関する告示（昭和六十一年山口県告示第八百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改める。
菊川銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

- 一 名称 菊川特定猟具使用禁止区域
- 二 区域 下関市菊川町大字上大野、菊川町大字上岡枝、菊川町大字上田部、菊川町大

字上保木、菊川町大字饗井、菊川町大字下大野、菊川町大字下岡枝、菊川町大字下保木、菊川町大字田部、菊川町大字七見、菊川町大字西中山、菊川町大字東中山、菊川町大字道市及び菊川町大字吉賀の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、一五三ヘクタール）

- 四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 錦川銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

- 一 名称 錦川特定猟具使用禁止区域
- 二 区域 岩国市今津町二丁目、今津町三丁目、今津町五丁目、岩国一丁目、岩国二丁目、岩国三丁目、岩国五丁目、牛野谷町一丁目、牛野谷町二丁目、川下町一丁目、川下町二丁目、川西一丁目、川西四丁目、楠町一丁目、楠町二丁目、楠町三丁目、車町一丁目、関戸一丁目、多田一丁目、多田二丁目、多田三丁目、錦見七丁目、錦見八丁目、御庄三丁目、山手町四丁目、横山一丁目、横山二丁目、横山三丁目、大谷、瓦谷、杭名、下、守内、角、関戸、多田、田原、保木、御庄、持国及び行波の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 五八五ヘクタール）

錦川銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十八年十月三十一日」に改める。

錦川銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

- 四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百四十二号

銃猟禁止区域の指定に関する告示（平成八年山口県告示第七百二十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改める。

中山川ダム銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

- 一 名称 中山川ダム特定猟具使用禁止区域
- 二 区域 岩国市周東町田尻、周東町中山及び周東町用田の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一一五ヘクタール）

中山川ダム銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十八年十月三十一日」に改める。

中山川ダム銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

- 四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

佐波川中部銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

- 一 名称 佐波川中部特定猟具使用禁止区域
- 二 区域 山口市徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地岸見、徳地引谷、徳地船路、徳地堀及び徳地八坂の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 九〇ヘクタール）

佐波川中部銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十八年十月三十一日」に改める。

佐波川中部銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

- 四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口市農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百四十三号

銃猟禁止区域の指定に関する告示（平成十八年山口県告示第五百八十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改める。

一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

- 一 名称 永安台特定猟具使用禁止区域
- 二 区域 山陽小野田市大字津布田の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 六ヘクタール）
- 三 存続期間に関する部分中「平成二十八年十月三十一日」を「平成三十八年十月三十一日」に改める。
- 三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

- 四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）